

「千葉県高齢者保健福祉計画（平成24年度～平成26年度）」の概要

資料3-1

計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の9の規定による「**老人福祉計画**」及び介護保険法第118条の規定による「**介護保険事業支援計画**」を**一体的な計画として策定した**ものです。

また、本計画は、千葉県総合計画「輝け！ちば元気プラン」及び「第二次千葉県地域福祉支援計画」の高齢者分野に関する個別計画です。

計画の期間

平成24年度～平成26年度までの3年間

計画の策定体制

◇千葉県高齢者保健福祉計画策定・推進作業部会
委員 26名
23年度 7回開催

◇千葉県社会福祉審議会老人福祉専門分科会
委員 15名
23年度 2回開催

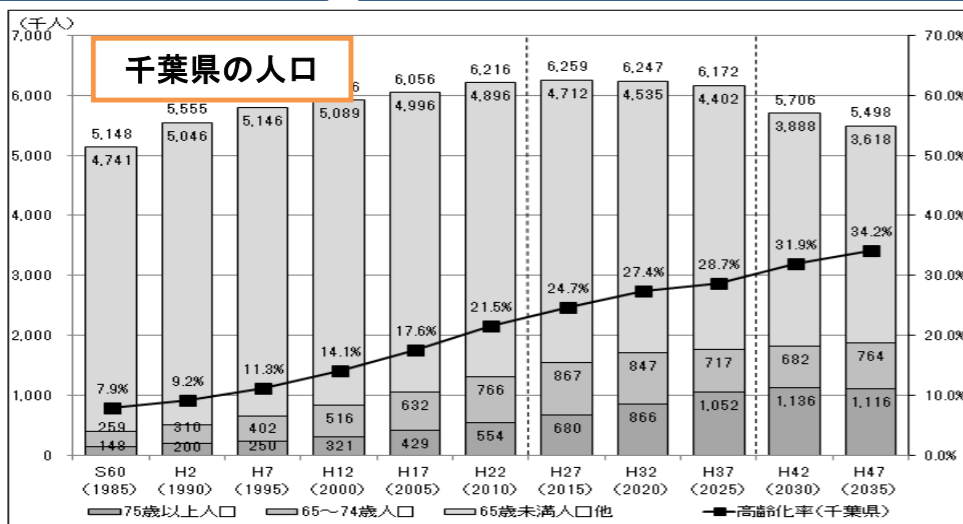
◇千葉県介護保険事業支援計画・高齢者保健福祉計画圏域連絡協議会
7圏域 各3回開催

高齢者を取り巻く現状と課題

◇高齢化の進行 → 特に後期高齢者の増加
生産年齢人口の減少
H22 人口622万人、高齢者132万人(21.5%)
H27 人口626万人、高齢者155万人(24.7%)
H37 人口617万人、高齢者177万人(28.7%)

◇一人暮らし又は夫婦のみの高齢者世帯の増加
◇要介護（要支援）高齢者数の増加
◇認知症高齢者の増加 等

◇高齢者向け住まい（住宅・施設）の検討
◇地域の実情に応じ、支え合う体制と適切な医療・介護・生活支援等の提供体制づくり
◇認知症対策の推進
◇医療・福祉を担う人材の育成・確保 等



昭和60年～平成22年は総務省統計局「国勢調査結果」で年齢不詳を除いて算出(各年10月1日現在)。平成27年～平成37年は「千葉県『政策環境基盤調査(将来人口推計)』」、平成42年～平成47年は、国立社会保障・人口問題研究所で推計した値を使用。

基本理念

誰もが自分らしく、
生き生きと安心して暮らし続けるために、
みんなで力を合わせて、
住みやすく、安全で元気なまちにしたい

基本指標

お年寄りが安心して暮らせる高齢者対策についての満足度（県政に関する世論調査）
【現状(平成23年度)】17.0% → 【目標(平成26年度)】20.0%

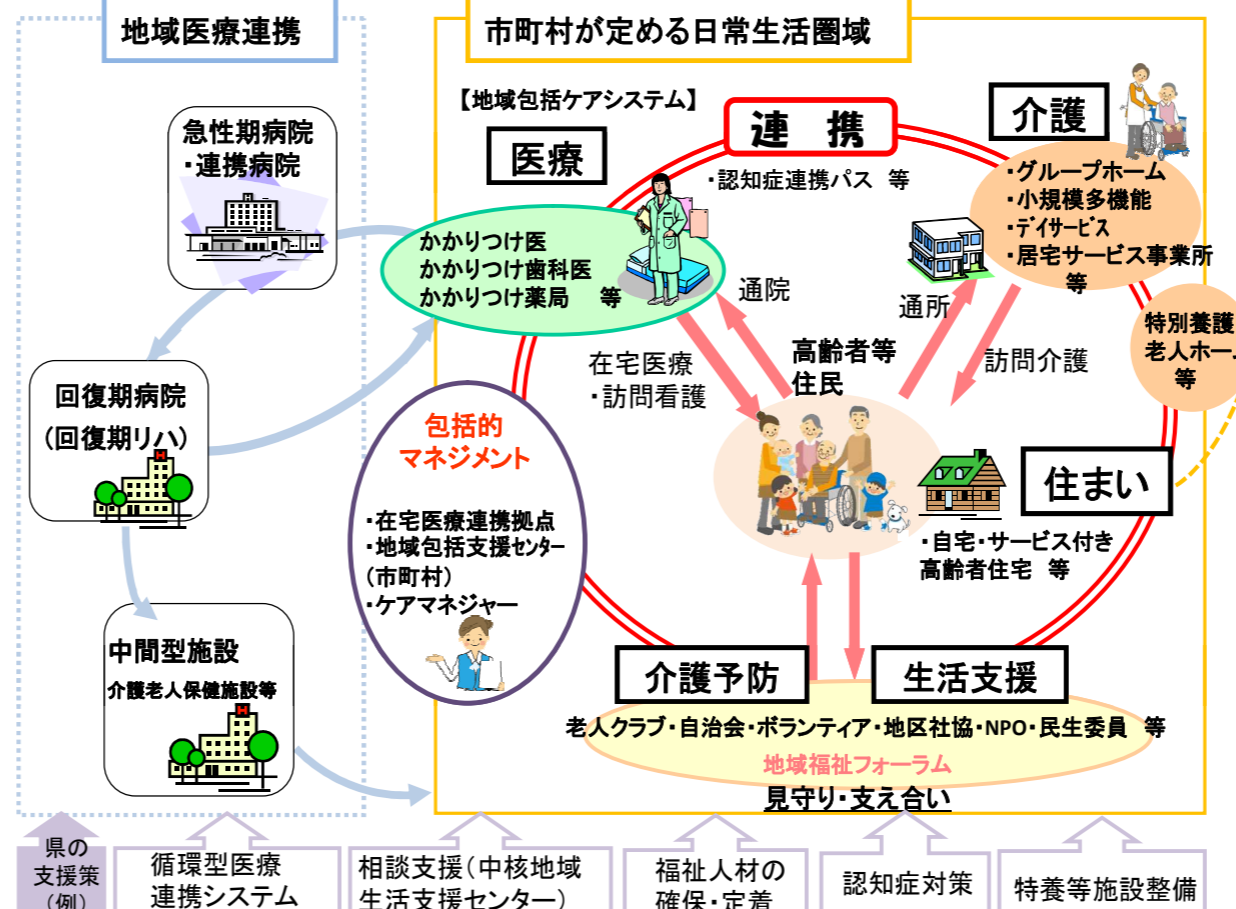
基本的視点

- 1 個人の尊厳の確立
- 2 安全で安心な生活環境の整備
- 3 互いに支え合う地域社会づくりの促進
- 4 地域包括ケアシステムの構築

重点的な取組み

地域包括ケアシステムの構築の促進

地域包括ケアのイメージ



★地域包括ケア：

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供していくこと。

基本施策

- 1 高齢期に向けた住まいの充実と多機能化の推進
- 2 互いに見守り支え合う地域づくりの推進
- 3 保健・医療・福祉・介護の連携強化と介護予防の推進
- 4 認知症対策の推進
- 5 福祉人材等の確保・定着対策の推進

介護保険サービス量の見込み

※ 別紙のとおり

計画の推進

【県の役割】

県が主体となって広域自治体としての各種事業を行うとともに、市町村が独自性を発揮して地域の特性に応じた施策を展開できるよう支援・助言に努めます。

【計画の推進体制】

県庁内関係各課で構成する「高齢者福祉施策推進会議」を核に、各課で連携して部局横断的に取り組むことにより、総合的な計画の推進を図ります。

【計画の評価】

「千葉県高齢者保健福祉計画策定・推進作業部会」で毎年度